

議案第 2 4 号

丹羽広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により丹羽広域事務組合規約（平成 1 4 年 1 3 令尾行第 8 1 3 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽広域事務組合、西春日井広域事務組合が共同で消防指令センターを設置するにあたり、その経費の負担割合を明確にすることに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

丹羽広域事務組合規約の一部を変更する規約

丹羽広域事務組合規約（平成14年13令尾行第813号）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

- 3 小牧市ほか3市2一部事務組合が共同で設置する消防指令センターの建設、附帯する設備の設置等に要する経費の負担金は、第11条第3項の規定にかかわらず、支出負担行為をする前年度4月1日現在の住民基本台帳の人口割合で負担する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

丹羽広域事務組合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
附 則 1・2 略 <u>3 小牧市ほか3市2一部事務組合が共同で設置する消防指令センターの建設、附帯する設備の設置等に要する経費の負担金は、第11条第3項の規定にかかわらず、支出負担行為をする前年度4月1日現在の住民基本台帳の人口割合で負担する。</u>	附 則 1・2 略